

原著

多胎児の保育所等への入所に関する全国調査 Nationwide survey on admission of multiples to nurseries

志村 恵 Megumi Shimura^{1,2,3}, 松葉 敬文 Takafumi Matsuba^{1,4}, 松本 彩月 Satsuki Matsumoto^{1,5},
天羽 千恵子 Chieko Temba^{1,6}, 糸井川 誠子 Seiko Itoigawa^{1,7}, 大岸 弘子 Hiroko Ogishi^{1,6,8},
太田 ひろみ Hiromi Ohta^{1,9}, 大高 恵美 Emi Ootaka^{1,10}, 落合 世津子 Setsuko Ochiai^{1,8,11},
玄田 朋恵 Tomoe Genda^{1,3}, 佐藤 喜美子 Kimiko Sato¹, 滝口 圭子 Keiko Takiguchi¹²,
中原 美智子 Michiko Nakahara^{1,13}, 服部 律子 Ritsuko Hattori^{1,7,14},
日下田 貴政 Takamasa Higeta^{1,15}, 平石 皆子 Minako Hiraishi^{1,16}, 村井 麻木 Maki Murai^{1,17}

¹日本多胎支援協会、²公立小松大学、³NPO 法人いしかわ多胎ネット、⁴岐阜聖徳学園大学、
⁵四日市大学、⁶ひょうご多胎ネット、⁷NPO 法人ぎふ多胎ネット、⁸おおさか多胎ネット、⁹医療創生大学、
¹⁰日本赤十字秋田看護大学、¹¹大阪大学大学院医学系研究科附属ツインリサーチセンター、¹²金沢大学、
¹³NPO 法人つなげる、¹⁴神戸女子大学、¹⁵京都新聞社、¹⁶千葉科学大学、¹⁷ツインズクラブ久留米

Abstract

Admission to nursery, especially to the same nursery, is extremely important for multiple families. However, we hear comments such as, “It is difficult to live day to day because we attend separate nurseries,” or “I gave up on returning to work because it was going to be at separate nurseries”.

We conducted a fact-finding survey to determine to what extent multiples are actually attending separate nurseries, and what kind of support is available for them to enter nurseries. A questionnaire (17 questions and column for free description) was sent in June 2022 to maternal and child health officer in 1741 municipalities across the country, and responses were received by mail and online. There were 827 municipalities (47.5%) that responded.

In many municipalities, multiples are treated the same as other siblings in the exemption of expenses. On the other hand, a certain number of municipalities are actively providing assistance beyond the national standards. A certain number of municipalities also provide special consideration for multiples and multiple pregnancies in their point system for applications. It was also observed that a small number of multiples were actually admitted to separate nurseries.

Keywords:

laterality, multiple birth families, support for multiple birth families, nurseries, separated admission
多胎児、多胎家庭、多胎家庭支援、保育所、分離入所

(Received 1 September 2023; accepted 20 August 2024; First Published online 7 January 2025)
(受付日 2023 年 9 月 1 日、受理日 2024 年 8 月 20 日、オンライン公開日 2025 年 1 月 7 日)

Author for Correspondence:

志村 恵 Megumi Shimura, Email: megumi.shimura@komatsu-u.ac.jp

I. 目的

多胎家庭にとって保育所への入所、特に同じ保育所に入所できるかどうかは死活問題であるが、多胎家庭支援の現場では「多胎児が別々の保育園に通っていて大変」、あるいは「別々の保育園になりそうになって職場復帰をあきらめた」等の声を聞くことがある。また、ICOMBO (International Council of Multiple Birth Organisations) のメンバーからも日本における多胎児の同一保育所への入所に関する照会があったことから、実際の程度多胎児が別々の保育所等に通っているのか、あるいは保育所等入所に関してどのような配慮があるのか、実態調査をすることとした。

II. 方法

1. 研究対象

全国の市区町村 1741 団体 (e-Stat による) の母子担当¹⁾

2. データ収集期間

2022 年 7 月 1 日から同年 8 月 15 日まで。

3. データ収集方法

2022 年 6 月末に質問紙を返信用の封筒を同封した上で郵送し、郵送及びオンライン (Forms) で回答を得た (8 月 15 日締め切り)。

4. 調査内容

質問項目は、表 1 に示すように 18 項目である。質問項目 1 から質問項目 4 までは、市区町村の属性等に関する質問、質問項目 5 から質問項目 16 までは、保育所等への入所に関する質問、質問項目 17 は ICOMBO のガイドラインに関する質問、質問項目 18 は自由記載であった。各質問項目は、行政関係者、保育士等も含めた本研究に参加した研究チームにおいて、実際に地域多胎ネットなどに寄せられている多胎家庭の相談内容を反映するかたちで作成した。

5. 分析方法

保育所等入所に関する質問への回答は、各項目「はい」「いいえ」「回答できない」の三件法を用い、「結果・考察」においてその実数と割合を示した。また、自由記述欄における記述に関しては、該当する回答項目への追記や説明がある場合、適宜利用した。

6. 倫理的配慮

本研究は、金沢大学人間社会研究域「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会の承認を受けたものである (承認番号 2021-64)。

III. 結果・考察

1. 回答団体の属性

回答数は 827 (47.5%)。内訳は、特別区が 16 団体 (23 団体中 70.0%)、政令指定都市が 13 団体 (20 団体中 65.0%)、中核都市が 48 団体 (62 団体中 77.4%)、それ以外の市が 378 団体 (706 団体中 53.7%)、町が 297 団体 (743 団体中 40.0%)、村が 75 団体 (189 団体中 39.7%) であった。今回の調査では、人口が多い団体ほど回答率が高いという傾向が見られた。

以下、本報告では、質問項目のうち多胎家庭の育児状況と密接な関係のある質問項目 6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17 の回答結果をまとめる。

2. 調査結果と分析

表 2 に示したように、質問項目 6「あなたの市区町村では、多胎家庭に対しての保育料減免の制度がありますか？」に対して、「ある」と回答した団体が 265 (回答した団体中 32.0%)、「ない」と回答した団体が 546 (同 66.0%)、「回答できない」および未回答が 16 団体 (同 1.9%) であった。「ある」と回答した中の 41 団体 (同 5.0%) が全員を無料とする措置を行っており、80 団体 (同 9.7%) が国の基準²⁾を上回る独自の制度で支援していると具体的に回答した。本調査においては、「多胎家庭に特化した保育料減免の制度」と明示せず、単に「多胎家庭に対して」との立問だったので、一般的な多子家庭への保育料減免制度によって多胎家庭をカバーしている場合でも「はい」と答えた団体が多数あったと思われる。自由記載の欄に「多子世帯として保育料を減免」「国の制度と同じ」「多胎児はきょうだいしまいと同じという考え」と追記している団体が散見されたように、多くの団体が、少なくともこの項目に関しては、多胎家庭への支援をいわゆる「多子家庭」「多子世帯」への支援の枠組みで考えていると思われる。

表1 調査質問項目

属性等に関する質問	1 市区町村名
	2 記入担当部署名
	3 「あなたの市区町村はどれにあてはまりますか？」 ³⁾
	4 「あなたの市区町村に設置されている認定子ども園、特定地域型保育事業所を含む認可保育所(園)等児童福祉施設(以下、『保育所等』と記載)の数はどの程度ですか？(○をお付けください：以下同じ)」
保育所等入所に関する質問	5 「あなたの市区町村には、2022年4月1日現在、保育所等の待機児童はいますか？」
	6 「あなたの市区町村では、多胎家庭に対しての保育料減免の制度がありますか？」
	7 「あなたの市区町村では、『保育所等利用調整基準』等において、多胎家庭の入所に際して点数(ポイント)を加点する制度がありますか？」
	8 「あなたの市区町村では、『6』の保育料減免や『7』の加点以外に、多胎児の入所を優先する制度がありますか？」
	9 「あなたの市区町村には、兄弟姉妹を同じ保育所等にする方針がありますか？」
	10 「あなたの市区町村には、多胎児を同じ保育所等にする方針がありますか？」
	11 「あなたの市区町村では、保護者が希望していないのに、兄弟姉妹が別々の保育所等に入所することがありますか？」
	12 「あなたの市区町村では、保護者が希望していないのに、多胎児が別々の保育所等に入所することがありますか？」
	13 「あなたの市区町村の保育所等入所申請書等には、『兄弟姉妹が同じ保育所等にならなくてもよい』との同意を得るような項目がありますか？(例：『別施設になっても入所を希望』チェック欄等)」
	14 「あなたの市区町村の保育所等入所申請書等には、『多胎児が同じ保育所等にならなくてもよい』との同意を得るような項目がありますか？(例：『別施設になっても入所を希望』チェック欄等)」
	15 「あなたの市区町村の保育所等入所申請書等には、『兄弟姉妹が同時に入所を希望する場合、その一部しか入所できなくてもよい』と同意を得るような項目がありますか？(例：『同時期に入所できる場合のみ入所を希望』チェック欄等)」
	16 「あなたの市区町村の保育所等入所申請書等には、『多胎児の一部しか入所できなくてもよい』と同意を得るような項目がありますか？(例：『同時期に入所できる場合のみ入所を希望』チェック欄等)」
ICOMBOのガイドラインに関する質問	17 「同じクラス・保育所等に入ることが幼児期の多胎児にとって極めて重要*であることをご存じですか？*国際多胎組織協議会(ICOMBO)『ふたご・多胎児の権利の宣言とニーズの声明』」
自由記載	18 「自由記入欄(その他、多胎家庭支援関係について自由にお書きください)」

表2 質問項目6

(「あなたの市区町村では、多胎家庭に対しての保育料減免の制度がありますか?」)の回答(n=827)

回答項目	n	%
保育料減免あり	265	32.0%
保育料減免なし	546	66.0%
回答できない・未回答	16	1.9%

質問項目7「あなたの市区町村では、「保育所等利用調整基準」等において多胎家庭の入所に際して点数(ポイント)を加点する制度がありますか?」に関しては、267団体(回答した団体中32.3%)が「ある」と回答し、540団体(同65.3%)が「ない」、「回答でき

ない」および未回答が20団体(同2.4%)であった(表3)。前述の保育料減免制度では多子世帯として扱っているが、ポイント制度等において多胎家庭に対して特別な加点を行うとした団体が131(同15.8%)、ポイント加点ではないが同点の際に優先する団体も1団体あった。多胎家庭に対してもあくまで同時入所申し込みや同一施設入所申し込みを条件にする団体がある一方、多胎児一人だけであっても加算する団体もあった。また、児に対する加点ではなく、多胎妊娠に対して加点を設けている団体が9団体あり、それぞれの団体が工夫して支援を行っている様子が伺われた。

表3 質問項目7

（「あなたの市区町村では、「保育所等利用調整基準」等において多胎家庭の入所に際して点数（ポイント）を加点する制度がありますか？」）の回答（n=827）

回答項目	n	%
加点する制度あり	267	32.3%
加点する制度なし	540	65.3%
回答できない・未回答	20	2.4%

質問項目8「あなたの市区町村では、『6』の保育料減免や『7』の加点以外に、多胎児の入所を優先する制度がありますか？」に関しては、40団体（4.8%）が「ある」と回答し、776団体（93.8%）が「ない」、「回答できない」および未回答が11団体（同1.3%）であった（表4）。「ある」と回答した団体において、「ある場合は具体的にお書きください」に対して34団体が具体的な記述を行った。具体的な例としては「同点の場合、多胎児を優先する」が一番多く18団体、「同時申請の場合優先する」が5団体、「すでに兄弟姉妹が利用している場合優先」、「双子や3人以上未入所児がいる世帯を優先」が各1団体、また「保護者の相談に応じ必要があれば優先する」と柔軟な対応を示した団体が1団体、「産後6ヶ月の時点で育児休暇中であれば復帰の時期に関係なく継続利用していただくことが可能（退園を求めている）」や「出産要件で入所の場合、期間は出産予定日の属する月を挟んで前後2箇月の合計5箇月のところ、多胎児の場合は前後3箇月の合計7箇月」等と独自の優遇措置を示した団体もそれぞれ1団体あった。

表4 質問項目8

（「あなたの市区町村では、『6』の保育料減免や『7』の加点以外に、多胎児の入所を優先する制度がありますか？」）の回答（n=827）

回答項目	n	%
制度あり	40	4.8%
制度なし	776	93.8%
回答できない・未回答等	11	1.3%

質問項目9「あなたの市区町村には、兄弟姉妹を同じ保育所等にする方針がありますか？」に対しては、「ある」と回答した団体が287（回答した団体中34.7%）、「ない」と回答した団体が517（同62.5%）、「回答できない」、「その他」および未回答が23団体（同2.8%）であった（表5）。一方、質問項目11「あなたの市区町村では、保護者が希望していないの

に、兄弟姉妹が別々の保育所等に入所することがありますか？」に関しては、「ある」が145団体（同17.5%）、「ない」が670団体（同81.0%）、「回答できない」および未回答が12団体（同1.5%）であった（表6）。また、「ある」に該当する家庭の具体数に関して2020年度と2021年度の2年間の実績を聞いたところ、表には示さないが、「把握していない」が80団体（「ある」の55.2%）、「回答できない」「具体数の未記入」が11団体（同7.6%）、2020年度と2021年度ともに0家庭が8団体（同5.5%）であった。2020年度では、「ある」と回答した団体において該当する家庭数の最小数が1家庭、最大数が221家庭、2021年度では、「ある」と回答した団体において最小数が1家庭、最大数が219家庭であったが、多くの団体では数家庭程度であった。

質問項目10「あなたの市区町村には、多胎児を同じ保育所等にする方針がありますか？」に対して、「ある」と回答したのが209団体（回答した団体中25.3%）、「ない」と回答したのが591団体（同71.5%）、「回答できない」、「その他」および未回答が27団体（同3.3%）であった（表7）。今回の調査における立問では、兄弟姉妹を同じ施設に入所させる方針がなくても多胎児に関しては特別に同じ施設に入所させるのか、あるいは多胎児への配慮が兄弟姉妹一般の配慮に包含されているという認識なのかは判断できないが、少なくとも回答した市区町村の4分の1が同じ施設への入所を配慮していると言える。一方、質問項目12「あなたの市区町村では、保護者が希望していないのに、多胎児が別々の保育所等に入所することがありますか？」の設問に関しては、「ある」が59団体（同7.1%）、「ない」が743団体（同89.8%）、「回答できない」および未回答が25団体（同3.0%）であった（表8）。この項目に該当する具体的な家庭数に関して2020年度と2021年度の2年間の実績を聞いたところ、2020年度と2021年度ともに0家庭が23団体（「ある」の39.0%）、2020年度に「ある」と回答した団体において該当する家庭が1家庭の団体が1団体、2021年度に「ある」と回答した団体において該当する家庭が1家庭の団体が2団体。「把握していない」が28団体（同47.5%）、「回答できない」が6団体（同10.2%）であった。本調査においては、別々の施設に入所している家庭の具体数は少なかったが、少なくとも一定数の市区町村において多胎児が別々の施設に入

所している実態が確認されたと言える。また、別々の保育所に入所している多胎児の具体数を「把握していない」と回答した団体やそもそも本調査に回答しなかった団体においても、別々の保育所等に入所させざるを得ない家庭が存在するのではないかと推測される。

表5 質問項目9

（「あなたの市区町村には、兄弟姉妹を同じ保育所等にする方針がありますか？」）の回答（n=827）

回答項目	n	%
方針あり	287	34.7%
方針なし	517	62.5%
回答できない・未回答等	23	2.8%

表6 質問項目11

（「あなたの市区町村では、保護者が希望していないのに、兄弟姉妹が別々の保育所等に入所することがありますか？」）の回答（n=827）

回答項目	n	%
入所することあり	145	17.5%
入所することなし	670	81.0%
回答できない・未回答	12	1.5%

表7 質問項目10

（「あなたの市区町村には、多胎児を同じ保育所等にする方針がありますか？」）の回答（n=827）

回答項目	n	%
方針あり	209	25.3%
方針なし	591	71.5%
回答できない・未回答等	27	3.3%

表8 質問項目12

（「あなたの市区町村では、保護者が希望していないのに、多胎児が別々の保育所等に入所することがありますか？」）の回答（n=827）

回答項目	n	%
入所することあり	59	7.1%
入所することなし	743	89.8%
回答できない・未回答	25	3.0%

項目13「あなたの市区町村の保育所等入所申請書等には、『兄弟姉妹が同じ保育所等にならなくてもよい』との同意を得るような項目がありますか？（例：『別施設になっても入所を希望』チェック欄等）」に関しては、「ある」と回答した団体が323（回答した団体中39.1%）、「ない」と回答した団体が496（同60.0%）

、「回答できない」とした団体はなく、未回答が8団体（同1.0%）であった（表9）。一方、質問項目14「あなたの市区町村の保育所等入所申請書等には、『多胎児が同じ保育所等にならなくてもよい』との同意を得るような項目がありますか？（例：『別施設になっても入所を希望』チェック欄等）」に対しては、「ある」と回答した団体が153（同18.5%）、「ない」と回答した団体が668（同80.8%）、「回答できない」とした団体はなく、未回答が6団体（同0.7%）であった（表10）。

表9 質問項目13

（「あなたの市区町村の保育所等入所申請書等には、『兄弟姉妹が同じ保育所等にならなくてもよい』との同意を得るような項目がありますか？（例：『別施設になっても入所を希望』チェック欄等）」）の回答（n=827）

回答項目	n	%
同意項目あり	323	39.1%
同意項目なし	496	60.0%
未回答	8	1.0%

表10 質問項目14

（「あなたの市区町村の保育所等入所申請書等には、『多胎児が同じ保育所等にならなくてもよい』との同意を得るような項目がありますか？（例：『別施設になっても入所を希望』チェック欄等）」）の回答（n=827）

回答項目	n	%
同意項目あり	153	18.5%
同意項目なし	668	80.8%
未回答	6	0.7%

また、質問項目15「あなたの市区町村の保育所等入所申請書等には、『兄弟姉妹が同時に入所を希望する場合、その一部しか入所できなくてもよい』と同意を得るような項目がありますか？（例：『同時期に入所できる場合のみ入所を希望』チェック欄等）」に関しては、「ある」と回答した団体が294（回答した団体中35.6%）、「ない」と回答した団体が526（同63.6%）、「回答できない」としてものはなく、未回答の団体が7（同0.8%）であった（表11）。このチェック欄も兄弟姉妹の一部入所の可能性を前提とするものとなっている。一方、質問項目16「あなたの市区町村の保育所等入所申請書等には、『多胎児の一部しか入所できなくてもよい』と同意を得るような項目がありますか？（例：『同時期に入所できる場合のみ入所を希望』チェック欄等）」に関しては、「ある」と回答した団体が139（同16.8%）「ない」

と回答した団体が681（同82.3%）、「回答できない」とした団体はなく、未回答の団体が7（同0.8%）であった（表12）。

表11 質問項目15

「あなたの市区町村の保育所等入所申請書等には、『兄弟姉妹が同時に入所を希望する場合、その一部しか入所できなくてもよい』と同意を得るような項目がありますか？（例：『同時期に入所できる場合のみ入所を希望』チェック欄等）」の回答（n=827）

回答項目	n	%
同意項目あり	294	35.6%
同意項目なし	526	63.6%
未回答	7	0.8%

表12 質問項目16

（「あなたの市区町村の保育所等入所申請書等には、『多胎児の一部しか入所できなくてもよい』と同意を得るような項目がありますか？（例：『同時期に入所できる場合のみ入所を希望』チェック欄等）」の回答（n=827）

回答項目	n	%
同意項目あり	139	16.8%
同意項目なし	681	82.3%
未回答	7	0.8%

一般の兄弟姉妹に関する質問項目である13および15と、多胎児に関する質問項目である14および16を比較するとわかるように、「多胎児が同じ保育所等にならなくてもよい」、あるいは「一部しか入所できなくてもよい」との同意項目を設けている団体は、兄弟姉妹の場合よりは少ない。すなわち、「別施設になっても入所を希望」のチェック欄があると回答した団体は、一般の兄弟姉妹の場合の42.7%に対して多胎児の場合は18.5%であった。また、「一部しか入所できなくてもよい」と同意を得るような項目を設けている団体は、一般の兄弟姉妹の場合の35.6%に対して多胎児の場合は16.8%であった。しかし、こうした同意項目は、別々の施設への入所や一部の児だけの入所を許容する前提となる、あるいは別々の施設への入所や一部の児だけの入所の可能性を自治体が担保する根拠となるのではないかと危惧される。またそれだけではなく、こうした項目があることによって多胎家庭の養育者等が、「同じ施設にならなかつたらどうしよう」、「二人のうち一人しか入所できなかったらどうしよう」と、不安を募らせることになるのではと支援現場の観点から憂慮せざるを得ない。

質問項目17「同じクラス・保育所等に入ることが幼児期の多胎児にとって極めて重要⁴⁾であることをご存じですか？」には、「知っている」と回答した団体が218（回答した団体中26.4%）、「知らない」と回答した団体が500（同60.5%）、「回答できない」および未回答が109団体（同13.2%）であった。筆者らが調査前に予想した以上に「知っている」と回答した団体があった（表13）。

表13 質問項目17

（「同じクラス・保育所等に入ることが幼児期の多胎児にとって極めて重要であることをご存じですか？」）の回答（n=827）

回答項目	n	%
知っている	218	26.4%
知らない	500	60.5%
回答できない・未回答	109	13.2%

IV. まとめ

本調査で示されたように、多くの市区町村では、多胎児は減免制度において他の兄弟姉妹と同じ扱いをされている一方で、積極的に国の基準を超えた支援⁵⁾を行っている市区町村が存在する。また、入所のための指数・ポイント制などにおいて、多胎児および多胎妊娠に特化した配慮を工夫して行っている市区町村も一定数ある（たとえば、「加点あり」との回答団体は267団体）。

他方、少数ながら多胎児が別々の施設に入所しているケースが存在することが確認された（質問項目12の「保護者が希望していないのに、多胎児が別々の保育所等に入所することがありますか」に対して、「ある」と59団体が回答）。日本多胎支援協会では、今回のアンケート調査に回答しなかった複数の自治体においても、児が別々の施設に入所しているケースを把握しているが、今回のアンケート調査において改めて、多胎児が別々の施設に入所しているという厳しい現実が再確認されたとと言える。

さらに、かなりの市区町村が、入所申請書に別々の施設への入所や一部だけの子ども（特に多胎児）の入所の同意に関する項目を設けている（質問項目14及び16）。このことが、別々の施設への入所や一部の子どもだけの入所を許容する根拠になることを危惧する。前述のように、こうした項目によって不安感や

困難感を必要以上に募らせる多胎家庭がある
るので、迅速な改善を望みたい。

一方で、多くの市区町村が「同じクラス・
保育所等に入ることが幼児期の多胎児にとっ
て極めて重要」との「ふたご・多胎児の権利
の宣言とニーズの声明」(ICOMBO)を認識し
ている様子が伺えた。この認識が広がり、今
後の行政の対応につながることを期待した
い。

註

- 1) 市区町村は、<https://www.e-stat.go.jp/municipalities/number-of-municipalities>等による。なお、保育所等に関する市区町村の担当は多様である。今回の調査では、行政関係者と相談し、「母子担当」という宛先で調査を行った。
- 2) 家計所得による軽減措置の他、一般に、教育標準時間(1号)認定では、小学校3年以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料、教育標準時間(2号・3号)認定では、小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となる。「子ども子育て支援法」第27条(<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=424AC0000000065>)、および「子ども子育て支援法第27条等の規定による費用徴収規則」第4条(保育料の減免)(https://www1.g-reiki.net/town.shoo/reiki_honbun/m266RG00000400.html#e0000000)参照。
- 3) 政令指定都市、中核都市、市区町村等、設置形態を問う質問項目
- 4) 国際多胎組織協議会(ICOMBO)「ふたご・多胎児の権利の宣言とニーズの声明」に拠ることを明記した。
- 5) 注2参照。